

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第95条の2第3項
処分の概要：特定免許情報の記録
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法令の定め：道路交通法第 95 条の 2 第 1 項及び第 5 項（特定免許情報の記録等） 道路交通法施行規則第 21 条の 2（特定免許情報の記録の申請）、第 21 条の 4（特定免許情報の記録）、第 21 条の 6（免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）、第 21 条の 10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第 29 条の 2 の 3 の 2（更新された免許証の交付等）、第 31 条の 4 の 2（他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の記録）
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は、1 日 警察署窓口受理は、1 4 日
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0
備考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第95条の2第11項
処分の概要：免許証の交付
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法令の定め：道路交通法施行規則第21条の9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は、1日 警察署窓口受理は、14日
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000
備考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名	：道路交通法
根 拠 条 項	：第 1 0 1 条第 6 項
処 分 の 概 要	：免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）	：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	：道路交通法第 9 5 条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間） 第 1 0 1 条第 1 項及び第 7 項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、 第 1 0 1 条の 2 の 2 第 1 項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、 第 1 0 1 条の 3（更新を受けようとする者の義務）、第 1 0 1 条の 4 第 1 項から第 3 項まで（7 0 歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第 3 3 条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係 る基準）、第 3 7 条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対す る講習を受ける必要がない者）、第 3 7 条の 6 の 2（免許証等の更新 を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第 2 9 条（免許証等の更新の申請等）第 2 9 条 の 2 の 2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条（講習の基準）、第 2 条 （講習の基準）
審 査 基 準	：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間	：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1 日（経由地申請は 2 1 日） 警察署窓口受理は 6 0 日
申 請 先	：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口（優良運転者講習対象者） 住所地を管轄する警察署の交通課窓口（一般運転者講習対象者並 びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に 限る。ただし、経由地申請は警察署では受付しない。）
問 い 合 わ せ 先	：交通部運転免許本部運転免許課 電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0
備 考	：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名	：道路交通法
根 拠 条 項	：第 1 0 1 条の 2 第 4 項
処 分 の 概 要	：更新期間前における免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）	：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	：道路交通法第 9 5 条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間）、 第 1 0 1 条の 2 第 1 項及び第 5 項（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）、第 1 0 1 条の 3（更新を受けようとする者の義務）、第 1 0 1 条の 4 第 1 項から第 3 項まで（7 0 歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第 3 3 条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第 3 7 条の 5（更新期間前における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由）、第 3 7 条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第 3 7 条の 6 の 2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第 2 9 条（免許証等の更新の申請等）、第 2 9 条の（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条（講習の基準）、第 2 条（講習の基準）
審 査 基 準	：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間	：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1 日 警察署窓口受理は 6 0 日
申 請 先	：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口（優良運転者講習対象者） 住所地を管轄する警察署の交通課窓口（一般運転者講習対象者並びに一部地域違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。）
問 い 合 わ せ 先	：交通部運転免許本部運転免許課 電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0
備 考	：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第 1 0 4 条の 4 第 3 項
処分の概要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法令の定め：道路交通法第 1 0 4 条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し） 第 1 0 6 条の 3 第 2 項（免許証の返納等）第 1 0 6 条の 4 第 2 項（免許情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第 3 9 条の 2 の 3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第 3 9 条の 2 の 4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第 3 0 条の 7（取消しの申請等）
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1 日 警察署窓口受理は 1 4 日
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0
備考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第 1 0 5 条の 2 第 2 項
処分の概要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法令の定め：道路交通法第 1 0 4 条の 4 第 1 項及び 2 項（申請による取消し）、 第 1 0 5 条（免許の失効）第 1 0 5 条の 2 第 1 項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第 3 9 条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、 第 3 9 条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第 3 0 条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1 日 警察署窓口受理は 1 4 日
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0
備考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第 1 0 5 条の 2 第 4 項
処分の概要：運転経歴情報の記録
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法令の定め：道路交通法第 1 0 4 条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、 第 1 0 5 条（免許の失効）、第 1 0 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項（運転 経歴証明書及び運転経歴情報の記録 道路交通法施行令第 3 9 条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、 第 3 9 条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第 3 0 条の 8（運転経歴証明書の交付等の申 請の手續）、第 3 0 条の 1 4（運転経歴情報の記録等）
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている
標準処理期間：1 日
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0
備考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日 作成

法令名：道路交通法施行規則
根拠条項：第 3 0 条の 1 1 第 1 項
処分の概要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法令の定め：道路交通法施行規則第 3 0 条の 1 1 第 2 項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1 日 警察署窓口受理は 1 4 日
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0
備考：